

調布市下水道条例施行規則（昭和47年4月1日規則第12号）

最終改正:令和4年3月31日規則第33号

改正内容:令和4年3月31日規則第33号 [令和4年4月1日]

（下水の排除の制限の特例）

第23条 条例第10条第3項に規定する規則で定める水質の下水は、次の各号に掲げる項目又は物質に係る下水とし、同項に規定する規則で定める下水の量は、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満とする。

- (1) 生物化学的酸素要求量
 - (2) 浮遊物質
 - (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）
 - (4) 窒素含有量
 - (5) 磷含有量
 - (6) フェノール類
 - (7) 鉄及びその化合物（溶解性）
 - (8) マンガン及びその化合物（溶解性）
-